

■これまでの経過

平成 27 年 5 月 26 日

空家等対策の推進に関する特別措置法 全面施行

平成 27 年 6 月 1 日

新潟市建築物の安全性の確保等に関する条例 全面施行

平成 28 年 3 月

新潟市空家等対策計画 策定・公表

新潟市空家等対策計画

空家等対策の基本的方針

(1) 空家等の所有者等による管理の原則

- ・財産権や所有権に基づき、所有者等には権利と責任が保障
- ・空家等の管理責任は、第一義的には所有者等にあることが前提
- ・民事上の事件については、当事者同士で解決を図ることが原則

(2) 地域(市民)・関係団体との連携

- ・空家等の問題は個人だけでなく、地域の問題に
- ・市は、地域(市民)や関係団体と連携し、協力を得ながら、所有者等に適正な管理とともに、活用・流通を促す

(3) 空家等への対応

- ・市は、市民の生命、身体又は財産へ危険が及ぶことを防止するために必要と判断した場合は、法や条例に基づく措置を講じる
- ・市の実施する措置は、公益性に基づき必要最小限の範囲で行う

空家等対策の取組方針

使用・居住

1 発生の抑制

- (1) 空家等に関する市民意識の啓発
- (2) 住宅ストックの良質化

2 活用の促進

- (1) 活用に向けた情報の提供・相談体制の充実
- (2) 地域による活用の促進
- (3) 流通による活用の促進

空家等

3 適正管理の促進

- (1) 管理者意識の醸成
- (2) 適正管理に向けた情報の提供・相談体制の充実

管理不全

4 管理不全の解消

- (1) 所有者等への注意喚起
- (2) 特定空家等への対応

住宅ストックの質向上に関する支援事業

- ・空き家の発生抑制にもつながる、自宅でも長く暮らすための住環境整備(バリアフリー化や魅力向上等)への支援・意識啓発
- 高齢者向け・障がい者向け・マンション共用部分のバリアフリー化助成
- 子育て世帯の居住環境向上リフォーム助成、地域の魅力向上修景助成
- 住居情報の提供(すまいづくり教室など) など

空家等対策の推進に関する連携協定の締結

- ・周知・啓発など空家等対策に連携・協力して取り組むことを目的として、不動産、法務、建築などの関係 13 団体と連携協定を締結
- |      |  |
|------|--|
| 不動産  | (公社) 全日本不動産協会新潟県本部<br>(公社) 新潟県宅地建物取引業協会<br>新潟県土地家屋調査士会 |
| 法務   | 新潟県行政書士会<br>新潟県司法書士会<br>新潟県弁護士会                        |
| 建築   | (一社) 新潟県建築士会<br>(一社) 新潟県建築士事務所協会<br>新潟住宅相談協議会          |
| 解体   | (一社) 新潟市解体工事業協会  |
| 適正管理 | (公社) 新潟市シルバー人材センター<br>(一社) 新潟市造園建設業協会                  |
| 相談   | (一社) 全国空き家相談士協会新潟支部                                    |

空き家に関する啓発パンフレットの作成 資料3-2

- ・空き家の発生抑制・活用や適正管理の促進に関する周知啓発を図るため、パンフレットを作成・配布
- 平成 28 年 12 月 市・関係団体窓口で配布開始
- 市報やHPなどで広く周知啓発

空き家の活用に関する支援事業

- ・空き家の活用を促進するため、地域が主体となった空き家の調査研究・活用や、市の施策と連携した空き家の活用に支援
- 空き家活用リフォーム推進事業
- 地域提案型 空き家活用事業
- UIJ支援にいがたすまいリフォーム助成事業

管理不全な空き家への対応

- ・法に基づく本格運用を開始し、所有者調査や注意喚起を実施
- ・所有者が確知できない危険建築物については、条例に基づく応急的危険回避措置を実施
- ・管理不全の解消に向けて、特定空家等認定や行政指導等に移行